予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）及び予防接種法施行令（昭和二十三年政令第百九十七号）	予防接種法第三条、第七条、第七条の二、第三章及び第二十四条並びに予防接種法施行令第四条から第七条まで及び第十六条（第二十三条において準用する場合を含む。）の規定により市町村が処理することとされている事務
学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）及び学校保健安全法施行令（昭和三十三年政令第百七十四号）	一　学校保健安全法第十一条及び第十二条並びに学校保健安全法施行令第三条及び第四条の規定により市町村が処理することとされている事務 二　学校保健安全法第二十四条の規定により地方公共団体が処理することとされている事務
児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）	児童扶養手当法第四条、第六条、第八条、第十二条、第十四条から第十六条まで、第二十三条、第二十八条、第二十九条及び第三十条の規定により市が処理することとされている事務
老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）	老人福祉法第五条の四第一項（第十一条に係る部分に限る。）、第十一条、第十二条、第十七条及び第二十八条の規定により市町村が処理することとされている事務
特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和五十年政令第二百七号）	一　特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十七条並びに第十九条、第二十二条及び第二十四条（第二十六条の五において準用する場合を含む。）並びに第二十六条の二の規定により市が処理することとされている事務 二　特別児童扶養手当法第十六条の五において準用する場合を含む。）において準用する児童扶養手当法第八条及び第二十三条の規定により市が処理することとされている事務 三　特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三十五条から第三十七条までの規定により行政庁が処理することとされている事務 四　特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第十三条の規定により市町村が処理することとされている事務
母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）	母子保健法第八条の二、第十条から第十三条まで、第十五条、第十六条及び第十七条の規定により市町村が処理することとされている事務
介護保険法（平成九年法律第百二十三号）	介護保険法第十四条、第十五条、第十九条、第四章第二節、第百十五条の四十四第一項及び第四項、第百十五条の四十五並びに第百十五条の四十六の規定により市町村が処理することとされている事務
障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）及び障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）	障害者自立支援法第十五条、第十六条及び第二章第二節第二款並びに障害者自立支援法施行令第二章第二節第二款の規定により市町村が処理することとされている事務

届出をした指定町村の名称	届出に係る事務の範囲	
	法律又は政令	事務
福島県 川俣町 広野町 楢葉町 富岡町 大熊町 双葉町 浪江町 川内村 葛尾村 飯舘村	学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）及び学校教育法施行令（昭和二十二年政令第三百四十号）	学校教育法第十八条、第十九条及び第三十八条（第四十九条において準用する場合を含む。）並びに学校教育法施行令第一章の規定により市町村が処理することとされている事務
	児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）	児童福祉法第二十四条及び第五十六条の規定により市町村が処理することとされている事務
	予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）及び予防接種法施行令（昭和二十三年政令第百九十七号）	予防接種法第三条、第七条、第七条の二、第三章及び第二十四条並びに第四条から第七条まで及び第十六条（第二十三条において準用する場合を含む。）の規定により市町村が処理することとされている事務
	学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）及び学校保健安全法施行令（昭和三十三年政令第百七十四号）	一　学校保健安全法第十一条及び第十二条並びに学校保健安全法施行令第三条及び第四条の規定により市町村が処理することとされている事務 二　学校保健安全法第二十四条の規定により地方公共団体が処理することとされている事務
	老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）	老人福祉法第五条の四第一項（第十一条に係る部分に限る。）、第十一条、第十二条、第十七条及び第二十八条の規定により市町村が処理することとされている事務
	母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）	母子保健法第八条の二、第十条から第十三条まで、第十五条、第十六条及び第十七条の規定により市町村が処理することとされている事務
	介護保険法（平成九年法律第百二十三号）	介護保険法第十四条、第十五条、第十九条、第四章第二節、第百十五条の四十四第一項及び第四項、第百十五条の四十五並びに第百十五条の四十六の規定により市町村が処理することとされている事務
	障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）及び障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）	障害者自立支援法第十五条、第十六条及び第二章第二節第二款並びに障害者自立支援法施行令第二章第二節第二款の規定により市町村が処理することとされている事務
	児童扶養手当法施行令（昭和三十六年政令第四百五号）	児童扶養手当法施行令第十条の規定により福祉事務所を設置しない町村が処理することとされている事務
	特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和五十年政令第二百七号）	特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第十三条の規定により市町村が処理することとされている事務

附　則

この告示は、平成二十四年一月一日から施行する。